

変更後（平成 31 年度入試）	現行（平成 30 年度入試）
<p>次の(1)のいずれかに該当する外国人であって、さらに(2)の要件を満たす者</p> <p>(1)①外国において、正規の学校教育における 12 年の課程を修了した者（平成 31 年（2019 年）3 月 31 日までに修了見込みの者を含む。）【注 1】及びこれに準ずる者【注 2】</p> <p>②外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を取得した者、ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を取得した者、フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を取得した者又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格で、A レベル 3 科目以上又は A レベル 2 科目と AS レベル 2 科目の合計 4 科目を取得した者で平成 31 年（2019 年）3 月 31 日までに 18 歳に達するもの</p> <p>③上記①、②に準ずる学力を習得していると本学が認めた者で平成 31 年（2019 年）3 月 31 日までに 18 歳に達するもの</p> <p>(2) 独立行政法人 日本学生支援機構が行う平成 29 年度または平成 30 年度実施の日本留学試験のうち、本学の指定する教科・科目を受験した者。ただし、人文社会学部、法学部、経済経営学部及び都市環境学部にあつては、日本留学試験及び平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降実施の TOEFL (Test of English as a Foreign Language) を受験したもの（都市環境学部観光科学科については、平成 29 年（2017）年 4 月 1 日以降の IELTS (International English Language Testing System) アカデミック・モジュールを受験したものでも可)</p>	<p>次の(1)のいずれかに該当する外国人であって、さらに(2)の要件を満たす者</p> <p>(1)①外国において、正規の学校教育における 12 年の課程を修了した者（平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までに修了見込みの者を含む。）【注 1】及びこれに準ずる者【注 2】</p> <p>②外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を取得した者、ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を取得した者、フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を取得した者又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格で、A レベル 3 科目以上又は A レベル 2 科目と AS レベル 2 科目の合計 4 科目を取得した者で平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までに 18 歳に達するもの</p> <p>③上記①、②に準ずる学力を習得していると本学が認めた者で平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までに 18 歳に達するもの</p> <p>(2) 独立行政法人 日本学生支援機構が行う平成 28 年度または平成 29 年度実施の日本留学試験のうち、本学の指定する教科・科目を受験した者。ただし、人文社会学部、法学部、経済経営学部及び都市環境学部にあつては、日本留学試験及び平成 28 年（2016 年）4 月 1 日以降実施の TOEFL (Test of English as a Foreign Language) を受験したもの（都市環境学部観光科学科については、平成 28 年（2016）年 4 月 1 日以降の IELTS (International English Language Testing System) アカデミック・モジュールを受験したものでも可)</p>

【注1】日本の中学校及び高等学校又は中等教育学校（※1）に在籍していた場合は、その期間が通算して3年以内であり、かつ12年目の課程を外国の学校（※2）で修了した者に限り出願を認める。

※1：外国に所在する日本の教育制度に準拠する学校を含む。

※2：外国の学校とは、外国に所在し、日本以外の国の正規の教育制度に準拠する学校をいう。

【注2】準ずる者とは、以下のいずれかに該当する者とする。

①外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、平成31年（2019年）3月31日までに18歳に達するもの

②正規の学校教育課程が12年に満たない国の高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で、文部科学大臣の指定する施設において日本の大学に入学するための準備教育課程を修了（平成31年（2019年）3月31日までに修了見込みを含む。）し、かつ、平成31年（2019年）3月31日までに18歳に達するもの

③外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における11年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者

【注1】日本の中学校及び高等学校又は中等教育学校（※1）に在籍していた場合は、その期間が通算して3年以内であり、かつ12年目の課程を外国の学校（※2）で修了した者に限り出願を認める。

※1：外国に所在する日本の教育制度に準拠する学校を含む。

※2：外国の学校とは、外国に所在し、日本以外の国の正規の教育制度に準拠する学校をいう。

【注2】準ずる者とは、以下のいずれかに該当する者とする。

①外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、平成30年（2018年）3月31日までに18歳に達するもの

②正規の学校教育課程が12年に満たない国の高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で、文部科学大臣の指定する施設において日本の大学に入学するための準備教育課程を修了（平成30年（2018年）3月31日までに修了見込みを含む。）し、かつ、平成30年（2018年）3月31日までに18歳に達するもの